

組合員氏名		所属名		貸付番号
職員コード		所属コード		

介護構造住宅貸付申込書			貸付区分			新規			借換		
-------------	--	--	------	--	--	----	--	--	----	--	--

申込金額	円	内	毎月分	円	決定額	千	百	拾	万	千	百	拾	一	円	一回あたりの償還額	毎月償還額	拾	万	千	百	拾	一	円
		円	訳	ボーナス分		円													ボーナス償還額				

希望する償還回数	毎月償還	回	控除額等	内	未償還元金(毎月)	円
	ボーナス償還	回		内	未償還元金(ボーナス)	円

申込み事由	<ul style="list-style-type: none"> ・新築・全面改築 ・10㎡以上の増築、改築又は移築 ・修理(10㎡以下の増築・改築含む) ・住宅購入(マンション・土地付住宅) ・敷地の購入 ・その他(車庫等) 他共済からの転入による借替 					
	前貸付					
	貸付年月日 年 月 日					
	貸付対象物 土地 建物					
	完了報告書 提出 有 無					

購入又は工事完了予定年月日	年月日	現在貸受中の貸付金の償還額	貸付種別	毎月償還額	ボーナス償還額
団体信用生命保険(任意加入)	加入する・加入しない		一般貸付	円	円
借入希望年月日	年 月 25日		住宅貸付	円	円
貸付申込時の給料月額(調整額・教職調整額を含む)	職 級 号 円 A		住宅災害貸付	円	円
毎月償還限度額	A×0.3= 円		介護構造住宅貸付	円	円
ボーナス償還限度額	A×0.6= 円		教育貸付	円	円
償還年度額限度	A×4.8= 円		災害貸付	円	円
			医療貸付	円	円
			結婚貸付	円	円
			葬祭貸付	円	円
		合計	円	円	

受取金融機関	共済組合給付金等指定口座	今回貸付後の償還額合計	円	円
--------	--------------	-------------	---	---

組合員資格取得年月日及び組合員期間	組合員期間 ()年			
-------------------	------------	--	--	--

貸付限度額の算定	①組合員期間による算出	A × 組合員期間による月数 ()ヶ月 = 0
	②仮定退職手当額による算定	A × 勤続年数に応じた支給率 () = 0

申込人署名欄	公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、表記の金額を借り受けたいので申し込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合新潟支部長 様			
	申込人(自筆)	申込時現住所	TEL	
	氏名	⑩ (申込時年齢 満 歳)		

所属長証明欄	上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所在地 〒 (分校は本校の所在地) TEL 所属名 所属長名			福利課受付印
	職印			

申込理由（現在の住宅状況等を具体的に記入する）	現在の居住の状況	本人(配偶者)名義の家屋(マンションを含む) 本人(配偶者)以外の名義の家屋 借家・アパート・下宿 その他 ()
	所有の土地	無 有 { 本人(配偶者) 親 その他

候補物件の状況	所在地 (登記簿謄本上の地番)					
	構造の概要	一戸建住宅	〔木鉄筋鉄骨〕造〔1〕階建	1階面積	- m ² (- m ²)	()は増 改築部分の 延面積再掲
				2階面積	- m ² (- m ²)	
	3階面積	- m ² (- m ²)				
計	0m ² (0m ²)					
	(マンション等) 集合住宅	造	階建ての	階部分	専有面積	m ²
	敷地の状況	〔所有地 借地〕 〔購入地〕	〔宅地 田 畑〕 〔雑種地 山林〕	地積	m ²	

資金計画 合計(契約額)	区分	①共済貸付申込金額	③互助会 厚生財団	④その他の 借入金	⑤自己資金	合計
		②うち前貸付未償還元金				①-②+③+④+⑤
	本人	① 円	円	円	円	B
		② 円	円	円	円	0円
A	0円					
	配偶者等	① 円	円	円	円	C
		② 円	円	円	円	0円

契約書記載の金額を記入すること。

③、④の金額は添付書類の「借入状況等申告書」にも記載のこと

新物件に居住する家族構成	申込人との続柄	氏名	年齢	備考
	本人			

住宅及び敷地所在地の見取図 (最寄の駅又は停留所等からの目標を明記すること)

介護構造部分に係る貸付けについて

1 概要	<p>組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合、貸付けが受けられます。</p> <p>組合員が要介護者に配慮した構造とは次の(1)、(2)に掲げる基準例によるものです。</p> <p>(1) 介護対応構造</p> <ul style="list-style-type: none">ア 段差の解消イ 手すりの設置又は設置可能な下地補強ウ 車椅子が利用できる幅の廊下・居室等エ 洋式で広いトイレオ 入浴しやすい浴槽 <p>(2) 介護機器の設置</p> <ul style="list-style-type: none">ア ホームエレベーターイ 天井走行リフトウ 階段昇降機 <p>なお、介護構造部分に係る貸付けは、申込み時に要介護者の有無は問いません。</p>
2 貸付額	10万円を単位とし、300万円を限度に申込みができます。
3 償還回数	360回以内です。 また、貸付額が100万円を超える場合には、ボーナス併用償還ができます。

添付書類は下記のとおりです

以下の書類を、「介護構造住宅貸付申込書」に添付し、貸付申込書の所属所長証明欄に所属長の証明印を受けた後、福利課へ提出してください。

■ 必ず添付するもの

■ 「介護構造住宅貸付借用証書」 (共済様式 80-1 号)
■ 「貸付事業における個人情報に関する同意書」 (共済様式80-2 号)
■ 「借入状況等申告書」 (共済様式80-4号)
■ 給与明細書の写し (新潟市立学校、大学、職員組合の所属の組合員のみ)
■ 「支払計画書」 (共済様式89-4号)
■ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 (共済様式91-1号)
■ 介護構造部分の内容及びその必要額が確認できる書類 <ol style="list-style-type: none"> 1 該当個所の分かる住宅の平面図等 2 工事費用見積書又はこれに相当する書類

■ 該当する場合に添付するもの (住宅貸付け又は住宅災害貸付けの申込みと同時の場合、写しで差し支えない)

(マンション等中高層共同住宅を含む。)	土地付住宅	新築購入 (建築中のものを含む。) (1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 確認済証及び確認申請書の「第1面から第5面」の写し (建築確認を要しない地域に住宅を建築する場合、確認済証に代えて、市区町村長又は建築主事の発行する建築主、建築場所、建築面積、工事種別、用途等を明記した建築確認不要証明書) (4) 住宅の平面図 (5) 購入物件の持主 (未登記の新築建物にあってはその建築主) と売主の名義とが異なっている場合、売主に売り渡したことを証明する売買契約書の写し、委任状の写し、売渡証明書の写し又は販売委託契約書の写し等
---------------------	-------	---

	中古購入	<ul style="list-style-type: none"> (1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 住宅の平面図 (5) 購入物件の持主（未登記の新築建物にあってはその建築主）と売主の名義とが異なっている場合、売主に売り渡したことを証明する売買契約書の写し、委任状の写し、売渡証明書の写し又は販売委託契約書の写し等
住宅	新築	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事請負契約書の写し（契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 確認済証及び確認申請書の「第 1 面から第 5 面」の写し（建築確認を要しない地域に住宅を建築する場合、確認済証に代えて、市区町村長又は建築主事の発行する建築主、建築場所、建築面積、工事種別、用途等を明記した建築確認不要証明書） (4) 住宅の平面図 (5) 土地が組合員以外の名義のときは、土地の名義人の「建築（工事）承諾書」（共済様式 89-3 号） (6) 購入する土地又は住宅を建築する土地が農地の場合、農地転用許可書の写し又は農地転用通知書の写し

住宅	増築、改築、移築	<p>(1) 工事請負契約書の写し (契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。)</p> <p>(2) 敷地の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(4) 確認済証及び確認申請書の「第 1 面から第 5 面」の写し (10 平方メートル以内の増改築をする場合は省略可) (建築確認を要しない地域に住宅を建築する場合、確認済証に代えて、市区町村長又は建築主事の発行する建築主、建築場所、建築面積、工事種別、用途等を明記した建築確認不要証明書)</p> <p>(5) 住宅の平面図</p> <p>(6) 土地が組合員以外の名義のときは、土地の名義人の「建築 (工事) 承諾書」 (共済様式 89-3 号)</p> <p>(7) 購入する土地又は住宅を建築する土地が農地の場合、農地転用許可書の写し又は農地転用通知書の写し</p> <p>(8) 当該物件が組合員名義でない場合、住民票の写し等、組合員が居住することを証する書類</p>
	購入	<p>(1) 売買契約書の写し</p> <p>(2) 敷地の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の登記事項証明書 (新築中のもので未登記の場合は確認済証及び確認申請書の「第 1 面から第 5 面」の写し)</p> <p>(4) 住宅の平面図</p> <p>(5) 土地が組合員以外の名義のときは、土地の名義人の「建築 (工事) 承諾書」 (共済様式 89-3 号)</p>
	修理	<p>(1) 工事請負契約書の写し (契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。)</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 修理箇所の図面又は写真</p> <p>(4) 土地が組合員以外の名義のときは、土地の名義人の「建築 (工事) 承諾書」 (共済様式 89-3 号)</p> <p>(5) 当該物件が組合員名義でない場合、住民票の写し等、組合員が居住することを証する書類</p>

	借入れ	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 住宅の平面図
敷地	購入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 購入する土地又は住宅を建築する土地が農地の場合、農地転用許可書の写し又は農地転用通知書の写し (4) 住宅新築工事に係る誓約書（共済様式 89-2号） (5) 購入物件の持主と売主の名義とが異なっている場合、売主に売り渡したことを証明する売買契約書の写し、委任状の写し、売渡証明書の写し又は販売委託契約書の写し等
	借入れ	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 住宅新築工事に係る誓約書（共済様式 89-2号）
	補修	(1) 工事請負契約書の写し（契約金額が 150 万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） (2) 補修箇所の図面又は写真 (3) 敷地の登記事項証明書 (4) 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行する災害証明書（水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修するとき。） (5) 土地が組合員以外の名義のときは、土地の名義人の「建築（工事）承諾書」（共済様式 89-3号）

団体信用生命保険制度（団信）に加入する場合

「団体信用生命保険制度適用申込書」

団体信用生命保険制度の案内や申込書は福利課から送付しますので、ご希望の方はご連絡ください。

共済様式 80-1 号

※欄は記入しないで下さい。

組合員氏名 職員コード		所属名 所属コード		※貸付番号
----------------	--	--------------	--	-------

一般・特別・住宅・住宅災害
 介護構造（住宅）・介護構造（住災）
 教育・災害・医療・結婚・葬祭 (○で囲む)

貸付借用証書

金	千万	百万	捨万	万	千	百	捨	一	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

前に余白がある場合は¥をつけること。

公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）又は借受人に対する退職手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ。）が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額）を、当該給付金（当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。）及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日 (貸付決定後、貸付年月日を支部で記載します。)

公立学校共済組合新潟支部長 様

借受人	所属名			
		Tel — —		
	申込時現住所	〒		
		Tel — —		
	職名	フリガナ		
		氏名	印	

注意

- 金額は訂正しないこと。
- 借用証書は借受人が自書し、ゴム印等は使用しないこと。
- 借受人の印鑑は、貸付申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を使用すること。

※本同意書は、署名のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込を受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸付種別	
貸付申込金額	円
貸付申込年月日	令和 年 月 日

公立学校共済組合新潟支部長 様

令和 年 月 日

同意者

借受人	所属名	(TEL)	
	現住所	(TEL)	
	職名	フリガナ	
		氏名	

※必ず本人が署名・押印して下さい。
※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

<貸付事業における個人情報の取扱いについて>

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

<提供時期>

当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき。

<提供先>

金融機関

<提供先における個人情報の利用目的>

貸付金を借受人の口座へ送金するため

<提供される個人情報の内容>

「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

<提供時期>

当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき。

<提供先>

組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等

<提供先における個人情報の利用目的>

貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため

<提供される個人情報の内容>

「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

<提供時期>

借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）

<提供先>

株式会社損害保険ジャパン（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>

貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（登記簿謄本、貸付原票等、弁護士等及び裁判

所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報)

< 提供の手段又は方法 >

帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※株式会社損保ジャパン（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 団体信用生命保険関連

< 提供時期 >

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- 保険金請求時又は事前査定時
- その他生命保険会社が必要と認める時期

< 提供先 >

明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）

< 提供先における個人情報の利用目的 >

団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

< 提供される個人情報の内容 >

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- 保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

< 提供の手段又は方法 >

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前査定時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ

(<http://www.meijiyasuda.co.jp>) をご参照ください。

(5) 債務返済支援保険関連

< 提供時期 >

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- その他損害保険会社が必要と認める時期

< 提供先 >

明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む）

< 提供先における個人情報の利用目的 >

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

< 提供される個人情報の内容 >

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

< 提供の手段又は方法 >

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ (<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>) をご参照ください。

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ (<http://www.kouritu.go.jp/>) をご覧ください。

【通信欄】

借入状況等申告書

公立学校共済組合新潟支部長 様

令和 年 月 日

借受人	所属所名		
	職名	フリガナ	
		氏名	

※必ず本人が署名してください。
 ※日付は和暦で記入してください。

次の内容に相違ありません。
 この申告書の内容や他の添付書類に虚偽がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を借受人が所属する所属所の所属長に通知することについて同意します。

<当共済組合の借入状況>

(単位：円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規 借換 償還中		
特別貸付け	新規 借換 償還中		
住宅貸付け（介護除く）	新規 借換 償還中		
住宅災害貸付け（介護除く）	新規 借換 償還中		
介護構造部分の貸付け	新規 借換 償還中		
教育貸付け	新規 借換 償還中		
災害貸付け	新規 借換 償還中		
医療貸付け	新規 借換 償還中		
結婚貸付け	新規 借換 償還中		
葬祭貸付け	新規 借換 償還中		
特例住宅災害貸付け	新規 借換 償還中		
特例の既住宅貸付け	新規 借換 償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規 借換 償還中		
合計		(A)	(B)

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「1回当たりの償還額」欄には、今回申し込みにおける償還額を記入してください。
 借換の場合は、借換後の1回当たりの償還額を記入してください。
 3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たりの償還額を記入してください。
 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。
 詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

借入金がない場合、(c)欄に0円と記入してください。

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入	令和 年 月 日		
	既借入	令和 年 月 日		
	新規借入	令和 年 月 日		
	既借入	令和 年 月 日		
	新規借入	令和 年 月 日		
	既借入	令和 年 月 日		
	新規借入	令和 年 月 日		
	既借入	令和 年 月 日		
	新規借入	令和 年 月 日		
	既借入	令和 年 月 日		
	新規借入	令和 年 月 日		
	既借入	令和 年 月 日		
	新規借入	令和 年 月 日		
	既借入	令和 年 月 日		
	新規借入	令和 年 月 日		
	既借入	令和 年 月 日		
				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※ クレジットカード一括払いによる支払は除きます。

2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

4 連帯債務契約による借入等の借入金額・償還年額は、債務負担割合に応じた金額を記入してください。債務負担割合が定められていない場合は、借入額・償還額とも1/2の額を記入してください。

<申込人の給料月額>

(D) 円

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 12	(B) × 2	(C)	左の合計	≦	(D) × 4.8

※ この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。
また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）は貸付申込みを受け付けることはできません。

住宅建築に関する誓約書

このたび、貴共済組合から貸付けを受け土地を購入しますが、この土地は、私の居住する住宅の建築敷地としての目的以外には、使用しません。

なお、住宅の建築予定は、次のとおりです。

着手予定年月日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日

上記のとおり、借受後5年以内に住宅を建築することを誓約します。なお、万一借受後5年以内に着工しない場合は、未償還元利金を即時償還します。

年 月 日

公立学校共済組合新潟支部長 様

借受人 住所
氏名

※日付は和暦で記入すること。

建築（工事）承諾書

年 月 日

公立学校共済組合新潟支部長 様

新築、全面改築 10㎡以上の増築、改築移築 の場合	土地所有者 (名義人)	住所
修理 10㎡以下の増築、改築移築 の場合	家屋所有者 (名義人)	氏名

(借受人氏名)

私所有の下記の不動産に_____が家屋を建築（工事）することを承諾します。

記

不動産の表示（土地又は家屋について記載してください。）

所在地	市 町 大字 字 丁目 県 郡 村				
	土地の表示			家屋の表示	
地番	地目	地積	家屋番号	構造	床面積
		㎡			
		㎡			1階 ㎡
		㎡			2階 ㎡
		㎡			3階 ㎡

- 土地又は家屋の登記事項証明書のとおり記載してください。
- 土地が2筆以上あるときは、全部について記載してください。
- 日付は和暦で記入してください。

支 払 計 画 書

公立学校共済組合新潟支部長 様

工事請負者又は売買契約者・売主 記入欄	契約相手方（組合員）氏名				
	契約年月日		年 月 日		
	工事請負額又は売買契約額（A）		円		
	入金済	契約成立時	年 月 日		円
			年 月 日		円
		小 計		円	
	入金計画		年 月 日		円
			年 月 日		円
			年 月 日		円
		最終入金日	年 月 日		円
小 計		円			
合 計 [（A）と同じ]				円	
上記のとおり支払われる予定であることを証明します。					
年 月 日					
工事請負者 又は 住所 売買契約者（売主） 氏名					

組合員記入欄	貸付申込者氏名			
	貸付種別	住宅・介護構造住宅・住宅災害		
	貸付申込金額（B）	円		
	貸付送金予定日（C）	年 月 日		

（注1）貸付申込金額（B）は、貸付金送金予定日（C）以降に支払う額を限度とする。
 （注2）日付は和暦で記入してください。

申込理由（現在の住宅状況等を具体的に記入する）	現在の居住の状況	本人(配偶者)名義の家屋(マンションを含む) 本人(配偶者)以外の名義の家屋 借家・アパート・下宿 その他 ()
	所有の土地	無 有 { 本人(配偶者) 親 その他

候補物件の状況	所在地 (登記簿謄本上の地番)					
	構造の概要	一戸建住宅	木造	1階面積	m ² (m ²)	()は増 改築部分の 延面積再掲
			鉄筋	2階面積	m ² (m ²)	
	鉄骨	3階面積	m ² (m ²)			
計	m ² (m ²)					
	(マンション等) 集合住宅	造	階建ての	階部分	専有面積	m ²
	敷地の状況	[所有地 借地]	[宅地 田 畑]	地積	m ²	

資金計画 合計(契約額)	区分	①共済貸付申込金額	③	④	⑤	合計
		②うち前貸付未償還元金	互助会 厚生財団	その他の 借入金	自己資金	①-②+③+④+⑤
	本人	① 円	円	円	円	B 0円
	配偶者等	① 円	円	円	円	C 0円
A 0円		A = B + C				
契約書記載の金額を記入すること。③、④の金額は添付書類の「借入状況等申告書」にも記載のこと						

新物件に居住する家族構成	申込人との続柄	氏名	年齢	備考
	本人			

住宅及び敷地所在地の見取図	(最寄の駅又は停留所等からの目標を明記すること)
---------------	--------------------------

在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書

組合員氏名 職員コード	所属名 所属コード

公立学校共済組合新潟支部長 様

公立学校共済組合貸付規程第 8 条 4 項に規定する在宅介護対応住宅の新築等に係る貸付けの限度額の加算部分の借受けに当たり、下記のとおり申し立てます。

記

1 介護構造工事の内容	
2 介護構造工事に係る見積額	円

年 月 日

所属名 _____

氏 名 _____

(注 1) 家屋全体がバリアフリータイプの場合は、裏面に建築業者から証明を受けてください。介護構造部分の見積書は不要となります。

(注 2) 日付は和暦で記入してください。

介護対応構造（バリアフリータイプ）

共通基準	鉄筋コンクリート造の基礎としていること。 (外壁に接する土台を木造とする場合は、地盤面から基礎の上端までの高さ 30 cm 以上)
段差解消	高齢者等の寝室がある階の全居室(食事室が同一階にない場合はこれを含む。) 便所、洗面所、脱衣室、玄関の床・出入口及びこれらをつなぐ廊下を床は段差を解消していること。 ただし、次の箇所については段差のない構造としなくてもよい。 ・玄関の出入口及び上がりかまち、浴室出入口、バルコニー、勝手口、テラス等への出入口 ・高齢者等が日常生活(就寝、食事、排出及び外出)に利用しない居室又は居室の一部に設けられる畳コーナーであって、通過動線上になく、床全体に 9 cm 以上の段差をつけたもの。
通行幅	(1) 高齢者等の寝室がある階の全居室(食事室が同一階にない場合はこれを含む。) 便所、洗面所、脱衣室、玄関をつなぐ廊下の幅は、内法で 78 cm (柱の存する部分にあつては、75 cm) 以上としていること。(ただし、移動用リフトの設置により移動可能となるものについては、この限りではありません。) ただし、高齢者等が日常生活に利用しない居室であつて、床全体が 9 cm 以上の段差があるものへ通じる廊下を除くものとする。また廊下の幅の測定に当たつては、廊下部分の壁と床又は天井の取り合い部の化粧材(床幅木、廻り縁、コーナー保護材)及び手すりについてはないものとみなす。 (2) 高齢者等の寝室がある階の全居室(食事室が同一階にない場合はこれを含む。) の出入口の幅は内法で 75 cm 以上とし、浴室の出入口の幅は内法で 60 cm 以上としていること。(ただし、移動用リフトの設置により移動可能となるものについては、この限りではありません。) ・出入口の幅とは、開き戸にあつては戸板の幅から戸板の厚さを減じた寸法、引き戸にあつては戸板の幅、折れ戸にあつては戸板の幅から折りしろを減じた寸法とする。 ・出入口の幅については、将来改造できるものとして、戸の枠を取り外した開口の幅(浴室の出入口の幅については、戸の枠の内法寸法)とすることが出来る。
浴室の広さ	浴室の短辺は内法で 130 cm 以上とし、その有効面積は 2 m ² 以上としていること。
階段の形状	住宅内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものとしていること。 (ただし、ホームエレベーターがある場合は、この限りではありません。) $T \geq 19.5 \text{ cm}$ $R/T \leq 22/21$ $55 \text{ cm} \leq T + 2R \leq 65 \text{ cm}$ (T: 路面の寸法 R: けあげの寸法)
手すりの設置	浴室、住宅内の階段及びその踊場には、手すりを設置していること。
部屋の配置	高齢者等の寝室と便所は同一階に配置していること。

今回建築する住宅は、上記基準と同等の基準で設計されていることを証明します。

年 月 日

業者名

印

※日付は和暦で記入してください。